

社会福祉法人養父市社会福祉協議会虐待防止対応規程

令和4年3月23日制定規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が提供する福祉サービスについて、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに利用者が福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において虐待とは、本会職員（以下「職員」という。）がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(利用者に対する虐待防止)

第3条 職員は利用者に対し、虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 虐待を受けた利用者及びその家族等、職員等から虐待の通報があるときは、この規程に基づき対応しなければならない。

2 職員は、虐待を発見したときは、虐待防止受付担当者に通報しなければならない。

(虐待防止対応責任者)

第5条 この規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、本会に虐待防止対応責任者を置く。

2 虐待防止対応責任者は介護福祉課長があたるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための虐待を受けた利用者及びその家族等との話し合い
- (3) 第9条に定める第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- (4) 当事者等及び第三者委員への虐待原因の改善状況の報告
- (5) 虐待を行った職員への対応

(虐待防止受付担当者)

第7条 本会事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、虐待防止受付担当者を置く。

- 2 虐待防止受付担当者は、事務局長が指名する。
- 3 職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けることができる。
- 4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅延なく虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

(虐待防止受付担当者の職務)

第8条 虐待防止受付担当者の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者及びその家族等からの虐待通報受付
- (2) 職員からの虐待通報受付
- (3) 虐待内容、利用者及びその家族等の意向の確認と記録
- (4) 虐待防止対応責任者への虐待内容の報告
- (5) 虐待防止対応責任者への虐待改善状況の報告

(第三者委員)

第9条 第三者委員は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決規程第6条に定めた者とする。

(虐待防止対応の周知)

第10条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及びパンフレット並びにホームページの掲載等により、この規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待対応の受付)

第11条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」(様式第1号)によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 虐待防止受付担当者は、虐待通報の受付に際して、次の事項を別に定める「虐待通報の受付・経過記録書」に記載し、その内容を虐待通報者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立ち会いの要否

(虐待の報告・確認)

第 12 条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を第 11 条第 2 項に定める「虐待通報の受付・経過記録書」(様式第 2 号)を添えて虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りではない。

- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、前項と同様とする。
- 3 虐待防止受付担当者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は虐待内容を確認し、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は原則として虐待通報のあった日から 10 日以内に行わなければならない。

(虐待解決に向けた協議)

第 13 条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から 14 日以内に行わなければならない。
- 3 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて顧問弁護士又は、第三者委員に助言を求めることができる。
- 4 第三者委員は、話し合いへの立ち会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
- 5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「話し合い結果記録書」(様式第 3 号)により記録し、虐待通報者及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・報告)

第 14 条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

- 2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して別に定める「改善結果(状況)報告書」(様式第 4 号)により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から 30 日以内に行わなければならない。

- 3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、養父市の相談窓口及び兵庫県福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(虐待防止のための職員等研修)

第 15 条 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的な職員の研修を行わなければならない。

(虐待防止委員会の設置)

第 16 条 虐待防止対応責任者は、虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

- 2 虐待防止委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない。
- 3 虐待防止委員会の委員長は、介護福祉課長とする。委員は必要のある員数とする。
- 4 虐待防止委員会は、必要に応じて、第三者委員や利用者の代表等を委員に加えることができる。
- 5 委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

(権利擁護のための成年後見制度)

第 17 条 虐待防止対応責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を利用者及びその家族等に啓発する。

(解決結果の公表)

第 18 条 利用者及びその家族等によるサービスの選択や、本会が行うサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き事業報告又は広報紙等実績を公表することができるものとする。

附 則 (令和 4 年 3 月 23 日制定規程第 1 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

虐待通報書

（受付No. ）

通報等受付日	令和 年 月 日	虐待等の発生時期	年 月 日～ 年 月 日
記入者	職 氏名		
虐待通報者	氏名	所属	
	住所		TEL
虐待の内容等			
被虐待者等への説明・回答内容など			

様式第2号（第11条第2項関係）

虐待通報の受付・経過記録書

（虐待防止受付担当者記入）

受付日	令和 年 月 日（ ）	虐待の発生時期	年 月 日	受付No.	想定原因 <input type="checkbox"/> 怪我等 <input type="checkbox"/> 職員の状態・言動 <input type="checkbox"/> 支援の内容 <input type="checkbox"/> 権利侵害 <input type="checkbox"/> その他（ ）
記入者		虐待の発生場所		[対応経過]	
通報者	氏名	住所 TEL			
	利用者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
通報者が本人以外の場合は、利用者の氏名、年齢、性別、連絡先を記入					
[虐待の内容等]					
[解決策]					
[備考]					
通報者の要望	<input type="checkbox"/> やめてほしい <input type="checkbox"/> 回答がほしい <input type="checkbox"/> 調査してほしい <input type="checkbox"/> 改めてほしい <input type="checkbox"/> 対応してほしい <input type="checkbox"/> その他（ ）				
通報者への確認	第三者委員への報告の要否 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否 確認欄（ ）				
	話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否 確認欄（ ）				
[結果]					

話し合い結果記録書

[記録者：虐待防止受付担当者氏名] 令和 年 月 日

虐待通報者（被虐待者）氏名： （利用者本人でない場合の代理人氏名： ）
虐待防止対応責任者氏名：
[虐待の内容に関する被虐待者等の意見・希望]
[虐待の内容に関する虐待防止対応責任者の意見・対応策]
[虐待の内容に関する第三者委員の意見・解決策]
[改善を約束した内容]
[話し合いが不調となった原因・意見の相違点]
（次回話し合いの日時：令和 年 月 日（ ） 時 分～）

被虐待者（代理人）氏名： _____ ㊞

様式第4号（第14条第2項関係）

改善結果（状況）報告書

（虐待防止対応責任者⇒虐待通報者、第三者委員）

令和 年 月 日

（虐待通報者）（被虐待者）（第三者委員） 様

（虐待防止対応責任者氏名）

㊞

令和 年 月 日付の虐待（受付No. ）については、下記のとおり改善いたしましたことを報告いたします。

記

[虐待の内容]

[改善の結果]